

被災された方の受診や保険利用での特別措置

ファイナンシャルプランナー 加藤梨里

一般の震災から1カ月以上が経ち、日本全体が復興へ向かって歩み始める時期になりました。いま、政府や保険業界では、被害に遭われた方の健康面や経済面での負担を少しでも軽くし、一日も早く不自由のない生活を取り戻すことができるように、さまざまな対応がなされています。今回は、被災された方を対象にした医療機関の利用や保険の給付についてご紹介します。

■保険証がなくても医療機関を受診できる

医療機関で診療を受けたとき、健康保険の被保険者証が手元にない場合は原則的に医療費の全額を自己負担しなければなりません。しかし一般の被災により保険証を紛失した人は、本人を確認できれば(氏名、生年月日、住所(国民健康保険加入者)、勤務先(健康保険加入者))、保険証を持っていなくても保険による診療を受けることができます。

さらに、災害救助法の対象地域に住み、以下のいずれかに該当する人は、医療費の一部負担部分についても支払いが不要になります^(※1)。

災害救助法の適用地域に住んでいる。

- 東京都を除く
- 地震の発生以後に転出した人も含む

以下のいずれかに該当する

- 住宅が全半壊、全半焼した
- 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った
- 主たる生計維持者が行方不明
- 主たる生計維持者が業務を廃止、休止した
- 主たる生計維持者が失職し、収入がない
- 原発事故により、政府の避難指示及び屋内退避指示の対象になっている

■民間保険の契約や給付金の受け取り

生命保険各社では、医療保険や生命保険の医療特約に加入している方が震災に見舞われ、入院や手術を受けられた場合の特別措置を設けています。以下は、多くの保険会社が行っている対応です。

1. 保険料の払込猶予

保険の契約者が被災し、保険料の支払いが困難になった場合には、保険料の払込み猶予期間が最長6ヵ月延長されます。

2. 給付金の早期支払い

病気やけがによって入院や手術をした際には、給付金を受け取るために必要な書類がすべてそろっていても、診療の内容や本人確認のできる書類をそろえれば、保険会社に受け付けてもらえます。たとえば、診断内容の確認には、通常、保険会社所定の診断書が必要ですが、医療機関が発行した領収証などで代用できます。

また、本来は入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の被災や、病床が満員だった

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

等の理由で必要な診療や治療が受けられなかった場合には、本来必要な診療を受けたものとみなし、その分の給付金を支払う保険会社もあります。具体的には、以下のような取り扱いになります。

2.1. 早期に入院できなかった場合

震災でけがをしたにもかかわらず、医療機関の被災などにより直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院した場合には、ケガをした日から入院を開始したものとみなして入院給付金の支払い日数がカウントされます。

2.2. 入院ができなかった、退院の予定が早まった場合

医療機関が満床であるなどの理由によって、入院が必要であるにもかかわらず入院ができなかった場合や、入院はしたものの当初の予定より早く退院した場合には、本来必要な入院期間について、医師の証明書などがあれば、その期間が入院給付金の支払い日数とみなされます。

3. 契約者貸付金の利息減免や支払い猶予

保険料を払うことが難しくなった場合には、保険の契約者に対して解約返戻金の範囲内で行う契約者貸付を利用することができます。この契約者貸付を利用するためには、通常 2~5%（契約年数により異なる）の金利を支払う必要がありますが、被災された方は通常よりも利率が引き下げられ、利息が減免されます。多くの会社が年利 1.5%、貸付金額を最高限度 100 万円と設定しています。

また、被災によって利息の支払いや元本返済の手続きができない場合には、失効しないように対応されます。これは、基本的には契約者から申し出があった場合に対応されますが、保険会社によっては申し出がなくても自動的に契約が保持されるよう対応するところもあります。

■契約している保険会社が分からなくても給付金を受け取れる！

生命保険協会では、被災した人が、加入している生命保険会社がわからなくても、保険金や給付金を請求できる措置を設けています。協会内の「災害地域生保契約照会センター」に連絡をすると、生命保険協会加盟会社（47 社）中どの保険会社に契約があるかを調査し、契約があればその保険会社から給付金受け取りの手続きができるように連絡してくれます。震災の影響で保険証券や契約関係の書類を紛失してしまっても、給付金を受け取ることができますので、該当される方は利用してみてもいいでしょうか。

生命保険協会
「災害地域生保契約照会センター」^(※2)

フリーダイヤル0120-001731
【受付時間】月～金曜日
(祝日除く)9:00～17:00

未曾有の大惨事に見舞われた地域が、再び住みやすい街によみがえるまでには、まだまだ長い時間がかかりそうです。しかし、1 人でも多くの方の精神的、経済的な負担が軽減され、希望をもって生きていけるよう、これらの制度がうまく活用されることを願っています。

参照先：※1:厚生労働省 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者にかかる医療機関での受診・窓口負担について http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/dl/futan.pdf

※2:生命保険協会ホームページ： <http://www.seiho.or.jp/data/other/disaster/index.html>

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.